

〈第 5 分科会〉 子ども計画

はじめに

各自治体において暮らし・遊び・学びながら、自分らしく生きたいと思う子ども・若者・子育て当事者の声に、私たちはどのように応えることができるだろうか。すべての子どもに無条件に保障される子どもの権利（人権）は、子どもの権利を保障する自治体や国、おとなの応答責任（responsibility）によって支えられている。2025 年度から、新しい自治体子ども計画がスタートするが、その内容として「子ども・子育て支援事業計画」（義務）に加え、「こども基本法」（2022 年）や「こども大綱」（2023 年）に基づく「こども計画」（努力義務）が含まれている。その際に、子どもや若者の意見を聴き、子ども・若者施策に反映させること（「こども基本法」第 11 条）が問われている。

さて、自治体子ども計画は自治体子ども政策の根幹であり、自治体子ども施策を展開するうえで、“当事者等すべての関係者間の約束事を定めた取扱説明書”であるため、どのようにすれば計画をさらに有効化できるか問われていると同時に、計画自体に自治体の本気度を読み取ることもできる。今年度の子ども計画分科会は、テーマに「子ども・若者・子育て当事者主体の自治体子ども計画を展開するには」を掲げ、大阪府豊中市（人口 40 万人）、埼玉県和光市（人口 8 万 4 千人）、愛知県大府市（人口 9 万 3 千人）、東京都豊島区（人口 30 万人）の 4 つの先進自治体の報告に基づき議論を展開した。

1 自治体報告

(1) 「豊中市子ども健やか育み条例」に基づく子育て・子育て支援行動計画の推進（豊中市子ども未来部こども政策課石原真喜氏）

2013 年 4 月施行の「豊中市子ども健やか育み条例」には、子ども・若者の意見反映が規定されている。第 12 条「子どもは、この条例に基づき市が実施する施策について意見を表明することが

できる」、第 15 条「計画の策定に当たっては、子どもを含めた市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない」。以上の規定を根拠に、毎年「こどもヒアリング」を実施し、その延長で子ども計画を策定してきた。

2023 年度の「こどもヒアリング」は、ヤングケアラー啓発リーフレット作成に当たって、どのような内容や配布方法であれば子どもたちに読んでもらえるかというテーマであった。小・中・高生から寄せられた具体的な意見を子ども向けとおとな向けの作成、見やすさへの配慮に生かし、子どもたちにフィードバックしている。「こどもヒアリング」の工夫として、①子どもが安心できる場づくり、②年齢に応じて興味をもってもらう工夫、③何か聞かせてではなく、子どもの現実に即した具体的な問いの設定等があげられる。計画担当者として、子どもとの具体的なやり取りなど臨場感を含むその意義を実務者会議で伝え、職員間で子どもの声を聴く意識が高まってきている。

(2) こどもの人権を保障し、真のこどもの最善の利益を保障する和光市こども計画の策定に向けて—こども・若者の声を聴いて活かす取組へ—（和光市子どもあんしん部子ども家庭支援課平川京子氏）

2024 年度までの「子ども・子育て支援事業」から、2025 年度開始の「こども計画」へ、計画の枠組みを大きく変更した。基本理念として、子どもは地域の一員で権利の主体であり、子どもの最善の利益最優先に考える「こどもまんなか」和光を掲げ、方針として子どもにとって数年後は別のステージに行くからこそ、子どもの生きる“今の時間”を大事にすることを明記した。庁内推進体制として、「子どもあんしん部子ども家庭支援課」をつくった。横断的な「こども計画庁内連絡会議」では、当初管理職の発言がなかったため、計画担当者が質問を投げかけて気運の醸成を図った。

子ども計画の新しい成果指標として、「こどもが日頃から自分の意見が尊重されていると感じている」「こどもが、今の生活を楽しんでいると感じてい

る」「若者が、地域活動に力を発揮している」等子どもを主語にした指標を設けた。多様な子どもの声を聴いたが、今回の計画に込めた思いの象徴は、高校生のちっかさんが描いてくれた「子どもたちそれぞれの「楽しい」が詰まった」子ども計画の表紙に表現されている。

(3)「おおぶこども輝く未来応援八策」に基づく “こどもどまんなかおおぶ”の取組（大府市 健康未来部健康未来政策課川出陽一氏）

愛知県内トップクラスの合計特殊出生率（H25～H29は1.93、H30～R4は1.71）の大府市は、2016年「大府市子ども・子育て応援基金」設立、翌年「おおぶ子ども・子育て八策」を開始した。現在の計画内容である「おおぶこども輝く未来応援八策」（2023年）は、「結婚・妊娠・出産期」から「高校・大学・若者期」までの5本の柱（切れ目のない支援）と、「生活・相談・支援」「地域づくり」「遊び・教養」の3つの梁（横串事業）で構成される。このうち「地域づくり」は、市長による「大府市こどもどまんなか応援サポーター宣言」、さらに「大府市人権を尊重した誰一人取り残さないまちづくり推進条例」に基づき、地域の多様な組織が子どもに関心を寄せ、心を通わせて動く体制が築かれている。

子どもの声を聴く事業として、「おおぶわいわいこどもトーク」を実践し、テーマ（例えば、「ここにいたい」と感じる居場所）設定と、3つのステップ、①市内全児童センターで「みんなのいけんをあつめるウィーク」（記述式）、②一つの児童センターを拠点に「いけんを伝えようグループトーク」（対面参集式）、③「市からみんなへお返事をする会」（フィードバック）を含む。ユニークな庁内体制として、こども若者女性課ニュージェネ&女性係を設け、年8回の若者会議を開催する。八策の内容として、放課後児童クラブの充実（待機児ゼロ）、拠点として小学校区単位に児童（老人福祉）センターを設置している。

(4) 豊島区子ども・若者総合計画—当事者参画と 子どもの権利を基本理念に—（豊島区子ども 家庭部子ども若者課小椋瑞穂氏）

豊島区は2006年に「子どもの権利に関する条例」を制定し、2010年に「子どもの権利擁護委員」を設置、さらに2018年に「子どもの権利委

員会」を設置し、2020年に「としま子ども会議」を実施、2023年に「としま子どもの権利相談室」を開設するなど、子どもの権利に基づく施策展開の延長上に計画策定が位置づいている。子ども・若者とともに計画内容を創出するために、基本理念を「子ども・若者とともにつくる、子どもの権利が保障され、自分らしく成長できるまち豊島区」とした。計画は本編以外に、子どもの意見を聴きながら「子ども版」の策定も進めている。

子どもの意見を聴き、施策に反映させるために、区全体として、「としまこども会議」や「子どもレター」（区長直通）、子どもの過ごす身近な場として「放課後児童施設の利用者会議」「児童遊園等子ども向け整備事業」等を進めている。今年度の子どもの意見反映事業として、「行こう！話そう！体験しよう！就労ワークショップ」「西池ぶちあげ花火大会」などが形になった。計画や事業の評価検証サイクルとして、PDCA以外に、豊島区施策取組の5STEP、すなわち企画する→意見を聴く→意見を反映し実施する→フィードバックする→検証する仕組みを位置づけた。

おわりに

4つの自治体では、子どもの意見を聴き、反映させる取り組みが進展している。どうしてそれが可能となったのだろうか。計画担当者自身が子どもの居場に出向いていき、若者や地域住民、子どもNPO等の協力も得ながら、どうして意見を聴かせてほしいのか、意見を聴いてどうするつもりなのか、子どもに寄り添い、工夫を凝らし、具体的に説明し取り組んできた。その結果、子どもたちと対話すること自体が子どもとおとな双方にとって子どもの権利学習の機会となり、担当者に計画を具体化することは自治体（おとな）の責任／子どもとの約束であるという認識を深めることとなった。さらに、子どもの意見を聴いたからこそ、多くの子どもに利用されるパンフレットができたり、子どもに選択される公園や居場所づくりにつながっている。こうした実践に取り組んできた担当者が主軸となり、子どもの意見を聴くことの大切さを庁内外に伝えていくことで、社会を一步一步変えている。

加藤 悦雄（大妻女子大学）